

# 三島市食育基本条例要綱案

パブリック・コメント用

三島市

平成20年11月11日～12月10日

## 三島市食育基本条例要綱（案）

### 【前文】

食は命の源であり、人が生きていくためには欠かせないものです。

私たちのまち三島市は、富士の恵みの清らかな水や箱根西麓に代表されるおいしい野菜など、豊かな自然や風土に適した食を基本に生活を営みながら、郷土の食文化を守り育ててきました。

しかし、近年、社会情勢が著しく変化し、栄養の偏りや不規則な食事等に起因する生活習慣病等の増加、新たな食の安全上の問題や食の海外依存の問題、伝統的な食文化の衰退、生産、消費に伴う環境への負荷など、様々な問題が生じています。

こうした食をめぐる環境が変化してきた中で、市民が生涯にわたって生き生きとしあわせに暮らすためには、一人ひとりが食育を推進し、自らの食について考える習慣や食を選択する判断力を身につけ、健全な食生活を実践することが重要です。とくに子どもたちに対する食育は、健全な心と身体、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

ここに本市は、あらゆる機会と場所を利用し食育を推進するとともに、市民との協働により、食育を全市的な活動として広め、健やかに安心して暮らせる食育推進都市をめざし、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### 【目的】

第1 この条例は、食育に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが食を楽しく学び、健全な心身を培い及び豊かな人間性を育むことができるよう食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### 【定義】

第2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 地産地消 地域で生産された農産物をその地域で消費することをいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及

びその組織する団体をいう。

#### 【基本理念】

##### 第3

- 1 食育は、市民が食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行うものとする。
- 2 食育の推進に当たっては、市民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに感謝の念や理解が深まるよう配慮するものとする。
- 3 食育は、国、県及び関係機関と連携し、食品の安全性をはじめ、食に関する幅広い情報の提供等により、食に関する知識と理解を深め、適切な食生活の実践に資するよう行うものとする。
- 4 食育は、日本の食や地域の伝統的な食文化を守り育て、食生活に生かされるよう配慮するとともに、生産者と消費者の交流等を図ることにより、地域の農産物への理解を深め、産業の振興に資するよう推進するものとする。
- 5 食育は、食を育てる自然や環境を大切にすることが育まれるよう行うとともに、食料の生産から消費に至る環境への負荷を理解し、環境に配慮した食生活を行うことにより、地球環境の保全に貢献できるよう推進するものとする。
- 6 食育は、家庭、地域その他のあらゆる機会及び場所を利用し、食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として行うものとする。

#### 【市の責務】

##### 第4

- 1 市は、第3に定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、食育の推進に当たっては、地域の特性を生かすとともに、国及び他の地方公共団体と連携し、広域的な推進に努めるものとする。
- 3 市は、市民、教育関係者等、農業者等、食品関連事業者等と協働して、食育の推進に取り組むよう努めるものとする。

#### 【市民の役割】

##### 第5

- 1 市民は、食に関する知識や適切な判断力を養うとともに、家庭、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民のうち、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、必要な指導等を行うよう努めるものとする。

### 【教育関係者等の役割】

#### 第 6

- 1 教育関係者等は、基本理念にのっとり、教育等に関する分野において、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 食物、栄養等に関する教育関係者等にあつては、専門的知識を生かして、食育に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

### 【農業者等の役割】

第 7 農業者等は、基本理念にのっとり、様々な体験の機会の提供及び消費者との積極的な交流を図ることにより、安全、安心な食料の供給並びに自然の恩恵及び農業の重要性について、市民の関心及び理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携し食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

### 【食品関連事業者等の役割】

第 8 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安全性の高い食品の提供の重要性を認識し、市民への食に関する幅広い情報提供を行うほか、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本的施策

### 【健康な体を保つための取組の推進】

第 9 市は、基本理念にのっとり、健全な食生活による心身の健康の維持又は増進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食及び健康増進に関する講座、料理の実習、情報の提供等の活動により、食育を推進すること。
- (2) 幼児期の味覚を育てる教育、子どもの成長や発達段階に応じた栄養指導、生活習慣病を予防するための食生活の指導、歯の健康を守るための指導等の充実並びに食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及びその活用等を図ること。

### 【豊かな心を育むための取組の推進】

第 10 市は、基本理念にのっとり、子どもの豊かな心を育むため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむことができる機会を提供すること。
- (2) 農業体験等を通じて、子どもの食に関する理解を促進すること。
- (3) 幼稚園、小学校、中学校及び保育所（以下「学校等」という。）における食育に関する指導体制の整備を図ること。

### 【食品の安全性等が確保されるための取組の推進】

第 11 市は、基本理念にのっとり、食品の安全性及び信頼性が確保され、消費者の食に関する適切な判断力が養われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業者等及び食品関連事業者等が、法令の遵守の徹底を図ることができるよう食品の安全に関する情報を正確かつ迅速に提供すること。
- (2) 安全な農産物の生産及び農業を担う人材の育成が図られるようにするための支援等を行うこと。
- (3) 食品表示の見方その他の食品に関する知識及び理解を深めるための消費者への情報の提供並びに消費者団体の育成及び支援を図ること。

**【食文化を守り、育てるための取組の推進】**

第 12 市は、基本理念にのっとり、地域の食文化の継承及び農産物の地産地消を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等の啓発及び普及を推進すること。
- (2) 地産地消の普及を図るため、地域で生産された農産物の学校給食等における利用その他の地域内における消費の促進及び支援を行うこと。

**【環境を未来に引き継ぐための取組の推進】**

第 13 市は、基本理念にのっとり、循環型社会の実現が図られるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 学校等及び地域において、農業の体験活動及び食に関する環境教育に取り組むこと。
- (2) 環境と調和のとれた農業の普及及び支援を図ること。
- (3) 食品廃棄物について、その発生を抑制するとともに、その再生利用の推進等を行うこと。

**【食育推進運動の推進】**

第 14 市は、基本理念にのっとり、食育の推進に関する活動（以下「食育推進活動」という。）を市民、教育関係者等、農業者等、食品関連事業者等その他の食育に関する関係者（以下「食育関係者」という。）と協働して進めるため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施及び重点的かつ効果的に食育推進活動を推進するための期間の指定に取り組むこと。
- (2) 食育を自発的に行う食育関係者が相互に情報及び意見の交換をすることにより、当該食育関係者間で活発な食育に関する交流及び活動が展開されるようにするため、市が必要と認める支援をすること。
- (3) 食育推進活動に携わるボランティアと連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるように支援をすること。

### 第3章 推進体制

#### 【基本計画】

##### 第15

- 1 市長は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、三島市食育基本計画（以下「基本計画」という。）を作成するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 食育の推進に関する基本方針
  - (2) 食育の推進に関する目標
  - (3) 食育の推進に関する施策展開
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

#### 【推進会議】

##### 第16

- 1 市は、食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、三島市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 基本計画の策定及び実施
  - (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項
- 3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体等の代表
  - (3) 教育関係者等
  - (4) 市民
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 推進会議に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【施行日】

この条例は、平成21年4月1日から施行する。